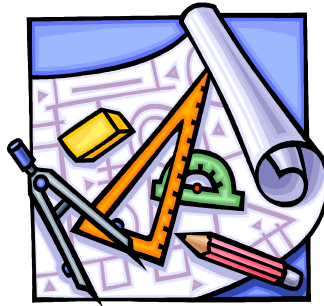


# 台東区 マンション耐震改修工事等助成制度



## 【お問合せ】

台東区都市づくり部 住宅課 マンション施策担当

電話 5246-9028（区役所5階10番）

## 1 制度の概要

区内マンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成するものです。

## 2 助成対象マンション（次の全てに該当するもの）

- ・ 非木造の耐火又は準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の2分の1を超える。
- ・ 昭和56年5月31日以前に確認済証の交付を受けている。
- ・ 法令等に違反して、現に是正の指導を受けていない。
- ・ 緊急輸送道路沿道建築物ではない。

## 3 助成対象者

分譲マンション	賃貸マンション
<p><u>管理組合又は管理組合法人</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理規約に基づいて適正に運営されていること</li><li>・ 耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていることが必要です。</li></ul>	<p><u>所有者である個人又は中小企業者</u></p> <p>住民税（個人又は法人）を滞納していない者に限ります。</p> <p>中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する法人です。</p>

## 4 助成金額

### （1）耐震アドバイザー派遣

1回の派遣につき20,000円を限度とします。（同一マンションにつき5回まで）

## (2) 耐震診断、補強設計、耐震改修工事

下記(1)(2)のうち、いずれか少ない額を助成対象費用とする。

(1) 実際に耐震診断、補強設計又は耐震改修工事に要する費用

(2) 延べ面積×1m<sup>2</sup>当たりの限度額(下表参照)で算出した費用

費用の区分	助成対象費用の限度額	助成金額	
		延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 未満	延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上、かつ地階を除く階数が3以上
耐震診断	<p>助成対象費用の限度額は、助成対象マンションの延べ面積に応じて、下記①②③の基準により算出したそれぞれの額を合算した額。(以下「耐震診断に要する費用」とする。)</p> <p>① 3,670 円/m<sup>2</sup> (1,000 m<sup>2</sup>以内)</p> <p>② 1,570 円/m<sup>2</sup> (1,000 m<sup>2</sup>超え 2,000 m<sup>2</sup>以内)</p> <p>③ 1,050 円/m<sup>2</sup> (2,000 m<sup>2</sup>超え)</p>	助成対象費用の 1/2	助成対象費用の 1/2 かつ 200 万円以内
	<p>※耐震診断に要する費用以外の費用(設計図書の復元、第三者機関の判定等の費用)を要する場合は、157 万円を限度として、耐震診断に要する費用に加算した上で、助成対象費用の限度額とする。</p>		<p>※耐震診断に要する費用以外の費用を加算した場合は、助成対象費用の 1/2 かつ 277 万円以内</p>
補強設計	2,000 円/m <sup>2</sup>	助成対象費用の 1/2	助成対象費用の 1/2 かつ 200 万円以内
耐震改修工事	50,200 円/m <sup>2</sup>	助成対象費用の 1/2 かつ 250 万円以内	助成対象費用の 1/2 かつ 1,500 万円以内

※ 助成金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

## 5 耐震アドバイザー派遣

耐震改修工事等の実施を予定しているマンションに対し、耐震改修工事等の必要性又は区分所有者間の耐震に関する合意形成の円滑化等について助言するため、区の登録を受けた耐震アドバイザーを派遣することをいいます。

## 6 耐震診断

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」といいます。）施行規則第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は同項第2号に規定する国土交通大臣が定める者「耐震診断資格者」が、既存建物の地震に対する安全性を評価することをいいます。

※耐震化基準を満たすためには、構造耐震指標の  $I_s$  値が0.6以上必要です。

## 7 補強設計

耐震診断資格者が行った耐震診断に基づいて実施してください。

実施設計については、第三者機関による評価が必要です。

<第三者機関一覧について> 東京都耐震ポータルサイトをご覧ください。

TOP > 東京都の取組 > 11. 耐震改修計画の認定

## 8 耐震改修工事

計画の認定、第三者機関の評価又は建築確認を受けた実施設計に基づいて実施してください。工事監理者の検査とは別に、区職員による中間検査及び完了検査があります。

## 9 計画の認定

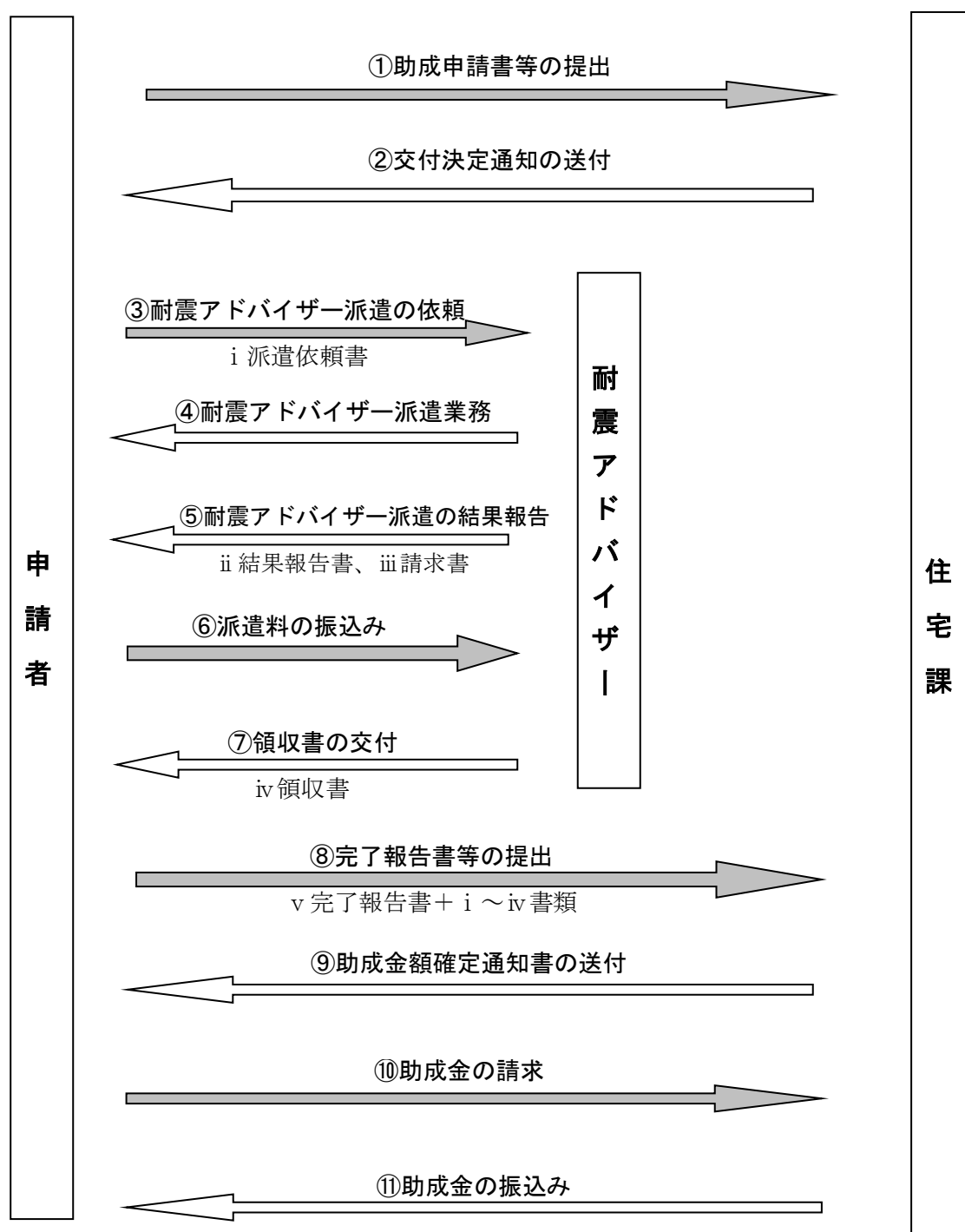
台東区では耐震改修促進法第17条第3項に基づき、建築物の耐震改修計画の認定を行っています。認定を受けた計画に係る建築物については、建築基準法の規定の緩和・特例措置があります。計画の認定に際しては、あらかじめ補強設計について東京都と協定を締結した専門機関の評価を受ける必要があります。

計画の認定の窓口は、建築課構造防災係（電話5246-1335）になります。

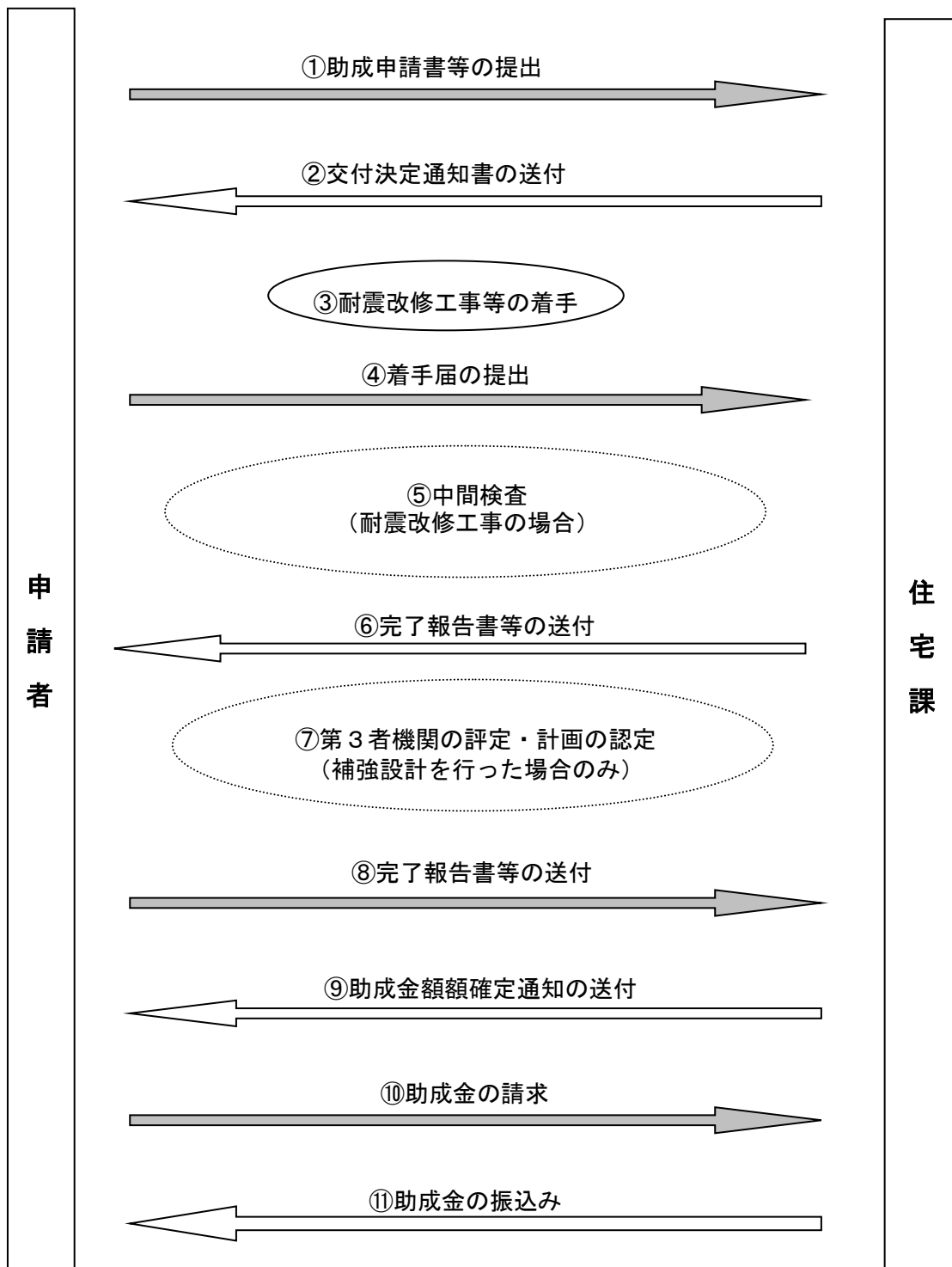
## 10 手続きの流れ

※必ず耐震改修工事等を実施する前に事前相談をしていただき、その後お申込みください。

### (1) 耐震アドバイザー派遣



## (2) 耐震診断、補強設計、耐震改修工事



## 11 申請書類

台東区の助成申請書（第3号様式）、消費税仕入税額控除確認書（第16号様式）及び下表の書類を提出してください。管理組合（法人格なし）の場合は、理事長の個人印（私印）を使用してください。また、その他の書類が必要な場合があります。

	分譲マンション	賃貸マンション
耐震 アドバイザー 派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② <u>管理規約</u>のコピー</li> <li>③ 管理組合の<u>予算書及び決算書</u>のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② 建物の<u>登記事項証明書</u></li> <li>③ 前年度の住民税（個人又は法人）<u>納税証明書</u></li> <li>④ 法人の<u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u>（申請者が法人の場合）</li> </ul>
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② 建物の<u>登記事項証明書</u></li> <li>③ <u>管理規約</u>のコピー</li> <li>④ <u>予算書及び決算書</u>のコピー</li> <li>⑤ 耐震診断の実施及び経費を決議した際の<u>総会の議案書及び議事録</u>のコピー</li> <li>⑥ <u>見積書</u>のコピー</li> <li>⑦ 受託者が<u>耐震診断資格者</u>であることを確認できる書類のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② 建物の<u>登記事項証明書</u></li> <li>③ 建物所有者の<u>同意書</u>（共有の場合）</li> <li>④ 前年度の住民税（個人又は法人）<u>納税証明書</u></li> <li>⑤ 法人の<u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u>（申請者が法人の場合）</li> <li>⑥ <u>見積書</u>のコピー</li> <li>⑦ 受託者が<u>耐震診断資格者</u>であることを確認できる書類のコピー</li> </ul>
補強設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② 建物の<u>登記事項証明書</u></li> <li>③ <u>管理規約</u>のコピー</li> <li>④ <u>予算書及び決算書</u>のコピー</li> <li>⑤ 補強設計の実施及び経費を決議した際の<u>総会の議案書及び議事録</u>のコピー</li> <li>⑥ <u>見積書</u>のコピー</li> <li>⑦ 受託者が<u>耐震診断資格者</u>であることを確認できる書類のコピー</li> <li>⑧ <u>耐震診断報告書</u>のコピー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① マンションの<u>確認済証</u>のコピー</li> <li>② 建物の<u>登記事項証明書</u></li> <li>③ 建物所有者の<u>同意書</u>（共有の場合）</li> <li>④ 前年度の住民税（個人又は法人）<u>納税証明書</u></li> <li>⑤ 法人の<u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u>（申請者が法人の場合）</li> <li>⑥ <u>見積書</u>のコピー</li> <li>⑦ 受託者が<u>耐震診断資格者</u>であることを確認できる書類のコピー</li> <li>⑧ <u>耐震診断報告書</u>のコピー</li> </ul>

	分譲マンション	賃貸マンション
耐震改修工事	① マンションの <u>確認済証</u> のコピー ② 建物の <u>登記事項証明書</u> ③ 土地の <u>登記事項証明書</u> ④ <u>管理規約</u> のコピー ⑤ <u>予算書及び決算書</u> のコピー ⑥ 耐震改修工事の実施及び経費を決議した際の <u>総会の議案書及び議事録</u> のコピー ⑦ <u>見積書</u> のコピー ⑧ <u>計画の認定を受けたことを確認できる書類</u> の写し、 <u>耐震改修工事の実施設計の確認済証</u> の写し又は <u>第三者機関による評定を受けたことを確認できる書類</u> の写し	① マンションの <u>確認済証</u> のコピー ② 建物の <u>登記事項証明書</u> ③ 土地の <u>登記事項証明書</u> ④ 建物所有者の <u>同意書</u> （建物所有者が複数いる場合） ⑤ 土地所有者の <u>同意書</u> （申請者と土地所有者が異なる場合または建物所有者が複数いる場合） ⑥ 前年度の住民税（個人又は法人） <u>納税証明書</u> ⑦ 法人の <u>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）</u> （申請者が法人の場合） ⑧ <u>見積書</u> のコピー ⑨ <u>計画の認定を受けたことを確認できる書類</u> の写し、 <u>耐震改修工事の実施設計の確認済証</u> の写し又は <u>第三者機関による評定を受けたことを確認できる書類</u> の写し

## 12 派遣依頼書

耐震アドバイザー派遣を利用する場合に、耐震アドバイザーに送付してください。

## 13 着手届

耐震改修工事等（耐震アドバイザー派遣を除く）を実施する場合に、着手後60日以内に提出してください。押印の際は、申請時と同じものをご使用ください。

## 14 委任状

助成金の請求及び受領に関する権限を耐震改修工事等実施者に委任することができます。

委任する場合は、完了報告の際に、委任状（第13号様式）を添付してください。



## 15 報告書類

台東区の完了報告書（第10号様式）及び下表の書類を提出してください。押印の際は、申請時と同じものをご使用ください。また、その他の書類が必要な場合もあります。

耐震アドバイザー派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>①耐震アドバイザー派遣依頼書のコピー</li> <li>②耐震アドバイザー派遣結果報告書のコピー</li> <li>③耐震アドバイザー派遣費用の請求書のコピー</li> <li>④耐震アドバイザー派遣費用の領収書のコピー</li> </ul>
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>①耐震診断報告書のコピー</li> <li>②耐震診断費用の請求書のコピー</li> <li>③耐震診断費用の領収書のコピー（助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、耐震診断費用から助成金額を差し引いた費用に係る領収書のコピー）</li> </ul>
補強設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>①計画の認定を受けたことを確認できる書類のコピー、第三者機関による評定書のコピー、又は、補強設計の確認済証のコピー</li> <li>②補強設計費用の請求書のコピー</li> <li>③補強設計費用の領収書のコピー（助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、補強設計費用から助成金額を差し引いた費用に係る領収書のコピー）</li> </ul>
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>①改修箇所別の施工前、改修工事の全工程及び施工後の現場写真を添付した工事報告書のコピー</li> <li>②耐震改修工事費用の請求書のコピー</li> <li>③耐震改修工事費用の領収書のコピー（助成金の請求及び受領に関する権限を委任する場合は、耐震改修工事費用から助成金額を差し引いた費用に係る領収書のコピー）</li> <li>④耐震改修工事の検査済証のコピー（補強設計の建築確認を受けている場合のみ）</li> </ul>

※耐震改修工事等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入税額控除報告書（第17号様式）の提出が必要です。